

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 (地域福祉国保課) 九二五 ページ

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始 (道路維持課) 九二七
(同) 九二八

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 九一八
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (農地計画課) 九一九
県営土地改良事業の換地処分 (同) 九一九
基本測量の終了 (用地課) 九一九
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 九二〇
揖斐都市計画の変更案の縦覧 (同) 九二三
土地改良区の定款の変更許可 (岐阜農林事務所) 九二三
正 誤
土砂災害警戒区域の指定中訂正 (砂防課) 九二四
土砂災害特別警戒区域の指定中訂正 (同) 九二四

規 則

第 二 千 二 百 二 十 六 号
平 成 二 十 三 年 二 月 二 十 二 日
(火 曜 日)

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則(平成二十年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第四条、第六条及び第十三条の規定は、法附則第十四条の二の規定による交付金の交付について準用する。この場合において、第四条中「第百十六条第一項第一号」とあるのは「附則第十四条の二」と、「別記第二号様式」とあるのは「別記第二号の二様式」と、「別記第三号様式」とあるのは「別記第三号の二様式」と読み替えるものとする。

別記第一号様式の次に次の二様式を加える。
第2号の2様式(第4添削添)

添削添

岐阜県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

交付金交付申請書

下記のとおり交付金の交付を受けたいので、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則附則第2項の規定により読み替えて準用する同規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

〒516-8501 岐阜県岐阜市

第3号の2様式(第4条関係)交付金額計算書

交付額	
(-)	

年度における費用の見込額

療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額	
入院時食事療養費の支給に要する費用の額	
入院時生活療養費の支給に要する費用の額	
保険外併用療養費の支給に要する費用の額	
療養費の支給に要する費用の額	
訪問看護療養費の支給に要する費用の額	
特別療養費の支給に要する費用の額	
移送費の支給に要する費用の額	
高額療養費の支給に要する費用の額	
高額介護合算療養費の支給に要する費用の額	

法第70条第3項(法第74条第101項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第101項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額

財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額

法第116条第1項第2号の規定による基金事業借入金償還に要する費用の額

保健事業に要する費用の額

その他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額

見込額合計

年度における費用の見込額

保険料収納見込額(広域連合における平成 年度の歳入となるものに限る。)	
剰余金繰入金	
法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金	
法第95条の規定による調整交付金	
法第100条の規定による後期高齢者交付金	
法第117条第1項の規定による交付金	
法第102条及び第103条の規定による補助金	
その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額	
法第116条第1項第1号の規定による基金事業交付金	

法第116条第1項第2号の規定による基金事業交付金

見込額合計

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道 二百五十六号		山県市大字高木字八幡一〇四七番一地先から同 市大字伊佐美字東川三二一番一地先まで 山県市大字高木字八幡一〇四七番一地先から同 市大字西深瀬字村前一二四番地先まで 山県市大字高木字八幡一	前 A C B A	八〇〇 二六〇 四〇〇 三〇〇 八〇〇	二九五〇 六四〇	A、B、C及びDは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 A及びBは一部主

〇四七番一地先から同 市大字伊佐美字東川三二一番一地先まで 山県市大字高木字八幡一〇四七番一地先から同 市大字西深瀬字森五二五番一地先まで	後 D C B	三〇〇 二九五〇 二九八 一三四〇	要地方道 関本巢線 と重用
--	------------	----------------------------	---------------------

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 足助線		土岐市妻木町字東山三〇二〇番三五地先地内	前 後	六四〇 八三 六四〇 二三五	六〇 六〇	

岐阜県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
後	前	別前後	変更区域
二〇二	五九	ル	員敷地の幅
八三	八三	(メート	ル)
一九六	一九六	ル)	延
			メート長
			備考

岐阜県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
後	前	別前後	変更区域
八〇	五九	ル	員敷地の幅
二二	八三	(メート	ル)
二二	一九六	ル)	延
二〇・八三			メート長
			備考

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年二月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

サピーショッピングセンター

美濃市松森上竹下二〇〇番地一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年二月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー岩村店

恵那市岩村町飯羽間字松割三三一 番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年二月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ショッピングプラザ アミ

不破郡垂井町宮代大持野二九五七番地の一

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年二月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンターオークワ岐阜坂祝店

加茂郡坂祝町黒岩林前一五一五番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を郡上市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
郡 上 南 部 地 区	郡 上 市 役 所 前 掲 示 場	平成二三・一一・二一から 同 三・一三三まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業谷汲地区の換地処分を平成二十三年二月九日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(電子基準点現地調査)

三 作業期間

平成二十二年九月七日から

同二十三年一月二十八日まで

四 作業地域

高山市、飛騨市、本巣市、郡上市及び大野郡白川村

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市稲津町大字小里の一部(小里7)

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市(稲津町大字小里の一部)の地籍図

岐阜県瑞浪市(稲津町大字小里の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市大湫町の一部(大湫3)

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市(大湫町の一部)の地籍図

岐阜県瑞浪市(大湫町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部(第1区、第2区)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(串原の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(串原の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市明智町吉良見の一部（吉良見）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（明智町吉良見の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（明智町吉良見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市笠置町姫栗の一部（加須里）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（笠置町姫栗の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（笠置町姫栗の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市武並町藤の一部（上の洞）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（武並町藤の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（武並町藤の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
山県市

二 調査を行った地域

岐阜県山県市谷合の一部（谷合3）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成二十二年

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県山県市（谷合の一部）の地籍図

岐阜県山県市（谷合の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来8）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市大島の一部（大島1）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十二年

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（大島の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（大島の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年二月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（神土）

<p>三 調査を行った期間 平成二十年度から平成二十二年度 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図 岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿 認定年月日 平成二十三年二月二十二日</p> <p>四 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成二十三年二月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 調査を行った者の名称 可児郡御嵩町</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県可児郡御嵩町宿の一部（宿）（一）</p> <p>三 調査を行った期間 平成十六年度から平成二十一年度</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県可児郡御嵩町（宿の一部）の地籍図 岐阜県可児郡御嵩町（宿の一部）の地籍簿 認定年月日 平成二十三年二月二十二日</p> <p>揖斐都市計画の変更案の縦覧 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案</p>	<p>を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十三年二月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 揖斐都市計画道路 3・4・3号 大野揖斐川線</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 都市計画図書において表示する区域</p> <p>三 都市計画案の縦覧場所 岐阜県都市建設部都市政策課及び大野町産業建設部建設水道課</p> <p>四 縦覧期間 平成二十三年二月二十二日から 同二十三年三月八日まで</p> <p>五 注意事項 意見書には、指名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。 また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。</p> <p>土地改良区の定款の変更認可 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 平成二十三年二月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇</p>
---	---

<p>土地改良区名認可年月日</p>	<p>土地改良区名認可年月日</p>
--------------------	--------------------

岐阜市網代土地改良区
平成三・二・二

正 誤

(原稿誤り)
平成二十二年五月二十一日号外(一) 土砂災害警戒区域の指定(岐阜県告示第三百三十

一号)二頁下段の表中

戸庁 1	戸庁 2	戸庁 3	戸庁 4
------	------	------	------

は

戸丁 1	戸丁 2	戸丁 3	戸丁 4
------	------	------	------

の誤り。

(原稿誤り)

平成二十二年五月二十一日号外(一) 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県告示第三百

三十二号)六頁上段の表中

戸庁 1	戸庁 2	戸庁 3	戸庁 4
------	------	------	------

は

戸丁 1	戸丁 2	戸丁 3	戸丁 4
------	------	------	------

の、七頁上段

の表中

伊山洞谷	中会津洞谷	関市上之保中道	関市上之保中会津	次の図のとおり	次の図のとおり	土石流	土石流
------	-------	---------	----------	---------	---------	-----	-----

の誤り。

(原稿誤り)

平成二十三年一月十八日号外(一) 土砂災害警戒区域の指定(岐阜県告示第三十号)三

頁上段の表中

桐谷

は

洞谷

の、同頁下段の表中

長

屋敷 2 沢

は

中屋敷 2 沢

の誤り。

(原稿誤り)

平成二十三年一月十八日号外(一) 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県告示第三十一

号)六頁上段の表中

弥勒寺c谷

本巢市上保弥勒寺

次の図のとおり

土石流

は

小猿谷	山谷	弥勒寺c谷	本巢市文殊宝珠	本巢市上保船木山	本巢市上保弥勒寺	次の図のお	次の図のお	次の図のお
-----	----	-------	---------	----------	----------	-------	-------	-------

り
土石流

は

中会津洞谷

関市上之保中会津

次の図のとおり

土石流

り	り
土石流	土石流

の誤り。

平成二十三年二月二十二日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター